

平成 30 年度 吉田島高等学校不祥事ゼロプログラム

平成 30 年 5 月

吉田島高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

吉田島高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長、総括教諭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

「職員啓発資料」や独自作成資料を活用し、毎月の職員会議における事故・不祥事防止研修及び校内研修を実施して職員の事故防止意識高揚に努める。

事故防止が職員一人ひとりの心に根付くよう、職員から募集した事故不祥事防止標語を毎月職員室に掲示する。

朝の打ち合わせでは、新聞や雑誌の報道資料等を活用して継続的な啓発活動を展開する。

校外講師及び内部講師による不祥事防止研修会を実施し、県民の視点に立った事故防止意識の確立を図る。

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

公務外における職員の個々の意識を高め、公務外非行の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 年度当初、全職員に対して「神奈川県職員行動指針」の周知徹底を図り、求められる行動を再確認する。
- ii 年間を通じて、事故・不祥事の新聞記事等を職員室に掲示して信用失墜行為がないよう注意喚起を行う。

(2) セクハラ・パワハラ・わいせつ行為の防止

ア 目標

セクハラ・パワハラ・わいせつ行為を未然に防止し、安全で安心な環境をつくる。

イ 行動計画

- i 生徒との連絡手段として、個人の私的なメール利用は禁止する。
- ii 生徒指導等は複数で行うとともに、個別指導は密室で行わず、誤解を生ずる可能性のある言動に注意する。
- iii セクハラ、パワハラに対し、相談しやすい職場づくりに取り組む。

(3) 体罰及び不適切な指導の防止

ア 目標

体罰及び不適切な指導の発生を教育現場から根絶、一掃する。

イ 行動計画

- i 6月に人権講習会を行い、人権についての理解を深める。
- ii 生徒向け相談窓口等、生徒が校内で相談しやすくなる環境を整える。

(4) 適正な経理処理

ア 目標

関係諸規定に沿った公費執行と現金管理を行うとともに、私費会計事務処理の手引
きに従い、適切な私費会計の徴収、現金管理執行を行う。

イ 行動計画

- i 私費会計の適切な運用について会計担当者会議を行うとともに、職員には私費会
計事務処理の手引きを配付し、計画的に適正な会計処理を行うよう周知徹底する。
- ii 財務事務調査における指導事項等を全職員で共有し、改善を図る。
- iii 年2回のPTA会計監査を実施する。

(5) 個人情報等の管理と情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報等の管理体制を確立し、情報の紛失及び流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 個人情報の持ち出しは原則行わないこととし、やむを得ない場合の手続きを周知
するとともに、取扱いについての注意事項をその都度確認する。
- ii パスワード付きスクリーンセーバーの設定を徹底する（標準設定時間3分）。
- iii 定期試験の解答用紙等の誤廃棄防止のため、シュレッダー使用制限期間を設ける。
- iv 教務手帳の一元管理、生徒の連絡先の適正な取得・管理を徹底する。

(6) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜、成績処理に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 入学選抜資料、成績処理や通知表、調査書等の作成について、マニュアルに則っ
た適正な点検を行う。特に、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り
組む。
- ii 外部講師を招いた調査書、通知表に係る不祥事防止の研修会を7月に実施する。
- iii 県のマニュアル改善案に準じて、入学者選抜マニュアルの見直しを確実に
行う。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規を遵守し、交通事故の発生を未厚生で正確な選抜を実施する。

イ 行動計画

- i 交通安全教室に職員も参加し、交通法規の遵守意識を高める。
- ii 週末や各種行事終了後には、事故防止の徹底を呼びかける。

iii 二日酔いでの運転は飲酒・酒気帯び運転にあたるので、絶対に運転しないよう徹底する。

(8) 業務執行体制の確保

ア 目標

事故・不祥事が起こらない業務執行体制を構築する。

イ 行動計画

- i 職職員間での情報交換と情報共有がなされ、一人で抱え込まない職場環境をつくる。
- ii 定型業務についてはマニュアルを作成し、事故の未然防止に努めるとともに、事故・不祥事が生じた場合には、速やかに管理職に報告し、適正な対応を図る。
- iii 産業医の指導のもと、職員のメンタルヘルスケアに努める。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成30年9月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年12月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年12月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講ずる。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成31年3月上旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、新たな目標設定を行った上で、平成31年度における吉田島高等学校不祥事ゼロプログラムを設定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめの上、ホームページに搭載する。

5 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。